

令和7年御殿場市議会第2回臨時会議案資料
(新旧対照表)

件 名	頁
承認第5号関係資料	1
承認第6号関係資料	10
承認第7号関係資料	11

承認第 5 号関係資料

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(公示送達) 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、御殿場市公告式条例（昭和 3 0 年御殿場市条例第 3 号）第 2 条に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u>ものとする。	(公示送達) 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を御殿場市公告式条例（昭和 3 0 年御殿場市条例第 3 号）第 2 条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする</u>ものとする。
(納税証明事項) 第 1 8 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第 1 8 条の 3 <u>施行規則</u>
(所得控除) 第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は<u>扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	(所得控除) 第 3 4 条の 2 <u>、扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>
(市民税の申告) 第 3 6 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、施行規則第 5 号	(市民税の申告) 第 3 6 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、施行規則第 5 号

の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている方で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2から9まで 【略】

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 【略】

(3) 扶養親族の氏名

の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている方で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2から9まで

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 【略】

(1)及び(2)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4)	【略】
2 から 6 まで	【略】
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	
第 3 6 条の 3 の 3 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 5 3 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	
(1) 及び (2)	【略】
(3) 扶養親族の氏名	
(4)	【略】
2 から 5 まで	【略】
(種別割の税率)	
第 8 2 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。	
(1) 原動機付自転車	
ア 総排気量が 0. 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワット以下のもの（ <u>エ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2, 0 0 0 円	
イ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 5 リットルを超え、0. 0 9 リットル以下のもの <u>又は</u> 定格出力が 0. 6 キロワットを超え、0. 8 キロワット以下のもの 年額	

(4)	
2 から 6 まで	
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	
第 3 6 条の 3 の 3 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 5 3 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。） <u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）</u> を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	
(1) 及び (2)	
(3) 扶養親族 <u>又は特定親族</u> の氏名	
(4)	
2 から 5 まで	
(種別割の税率)	
第 8 2 条 【略】	
(1)	【略】
ア	<u>ウ及びオ</u>
イ	<u>（ウに掲げるものを除く。）又は</u>

2, 000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2, 400円

エ 【略】
(2)及び(3) 【略】

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の3様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の3様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3及び4 【略】

(種別割の減免)

第89条 【略】

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 【略】

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2, 000円

エ (ウに掲げるものを除く。)

又は

オ

(2)及び(3)

(種別割に関する申告又は報告)

第87条

第33号の5様式

2

第33号の5様式

3及び4

(種別割の減免)

第89条

2 【略】

(1)から(4)まで

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)から(8)まで	【略】
3	【略】
(身体障害者等に対する種別割の減免)	
第90条	【略】
2	前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。
(1)から(4)まで	【略】
(5)	運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
(6)	【略】
3及び4	【略】

(6)から(8)まで	
3	
(身体障害者等に対する種別割の減免)	
第90条	
2	
	身体障害者若しくは
	又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示
(1)から(4)まで	
(5)	又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の
(6)	
3	前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
4及び5	

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 【略】

2から14まで 【略】

15 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

17から19まで 【略】

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 【略】

2から13まで 【略】

14及び15 【略】

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第26条 【略】

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2

2から14まで

15 附則第15条第36項

16 附則第15条第37項

17から19まで

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3

2から13まで

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15及び16

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第26条

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第27条 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばこことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たば

こをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第26条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の御殿場市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の御殿場市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第

203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第27条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、御殿場市税賦課徴収条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第27条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 御殿場市税賦課徴収条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第27条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第27条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

承認第6号関係資料

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
附 則 1 及び 2 【略】 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 5 から 14 まで 【略】 15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	附 則 1 及び 2 （法附則第15条第36項の条例で定める割合） 3 附則第15条第36項 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 4 附則第15条第37項 5 から 14 まで 15 <u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u> 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>この条例による改正後の御殿場市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u>

承認第 7 号関係資料

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(国民健康保険税の減額) 第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 2 2 万円を超える場合には、2 2 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。 (1) 【略】 (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 万 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） アからオまで 【略】 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 4 万 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） アからオまで 【略】 2 【略】	(国民健康保険税の減額) 第 2 3 条 【略】 (1) (2) <u>3 0 万 5, 0 0 0 円</u> アからオまで (3) <u>5 6 万円</u> アからオまで 2

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。